

特定事業所集中減算届出Q&A

Q 1 判定対象サービスの中で80%を超えるサービスがない場合も、市への届出は必要か？

A 1 80%超えのサービスがない場合は、届出書等の市への提出はしないでください。別紙1, 2を作成し、事業所で保管してください。

Q 2 ちょうど80%のサービスがある場合、市への届出は必要か？

A 2 市への届出が必要なのは80%を超えたサービスがある場合です。ちょうど80%の場合は市への届出はしないでください。80%を超えたサービスがある場合は市へ提出してください。

Q 3 届出書で法人別月別の居宅サービス件数を記載することになっているが、法人別ではなく事業所別で記載してもいいか？

A 3 判定は法人別の件数で行いますので、事業所別ではなく法人別で記載してください。

Q 4 別紙2は指定の書式ではなく、事業所で使っている書式でもいいか？

A 4 必要項目が記載されていれば、書式は問いません。

Q 5 1人の利用者が、2箇所の訪問介護事業所を利用している場合、どのように計算すればよいか？

A 5 下記のとおり計算してください。

訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数= 1

A法人に位置付けた居宅サービス計画数= 1

B法人に位置付けた居宅サービス計画数= 1

A法人: $1 \div 1 = 1 \rightarrow 100\%$

B法人: $1 \div 1 = 1 \rightarrow 100\%$

80%を超えているので

届出必要

正

訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数= 2

A法人に位置付けた居宅サービス計画数= 1

B法人に位置付けた居宅サービス計画数= 1

A法人: $1 \div 2 = 0.5 \rightarrow 50\%$

B法人: $1 \div 2 = 0.5 \rightarrow 50\%$

80%を超えていないので

届出不要

誤